○　港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
（港湾計画特性及び地域特性の把握） 第三条　特定港湾管理者は、対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象港湾計画に定められる港湾開発等の内容（以下「港湾計画特性」という。）並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域（以下「港湾計画開発等区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　自然的状況 (1)～(5)　（略） (6)　一般環境中の放射性物質の状況 ロ　（略） 2　（略） （港湾環境影響評価の項目の選定） 第四条　（略） 2・3　（略） 4　前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。 一　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測	（港湾計画特性及び地域特性の把握） 第三条　特定港湾管理者は、対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象港湾計画に定められる港湾開発等の内容（以下「港湾計画特性」という。）並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域（以下「港湾計画開発等区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。 一　（略） 二　地域特性に関する情報 イ　自然的状況 (1)～(5)　（略） ［新設］ ロ　（略） 2　（略） （港湾環境影響評価の項目の選定） 第四条　（略） 2・3　（略） 4　前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。 一　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測

及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）

イ～ハ　（略）

二　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）

イ～ハ　（略）

三　人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第五号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）

イ・ロ　（略）

四　環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）

イ・ロ　（略）

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ　放射線の量

5～8　（略）

（調査、予測及び評価の手法）

第五条　対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、特定港湾管理者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一～六　（略）

七　前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）

イ～ハ　（略）

二　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）

イ～ハ　（略）

三　人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）

イ・ロ　（略）

四　環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ・ロ　（略）

［新設］

5～8　（略）

（調査、予測及び評価の手法）

第五条　対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、特定港湾管理者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一～六　（略）

［新設］